

「PASMO取扱規則に関する特約」 新旧対照表（抜粋）

| 現行版 | 改定版 |
|--|--|
| <p style="text-align: center;">PASMO取扱規則に関する特約</p> <p style="text-align: right;">制 定 2020年 3月 18日 最終改定 2021年 3月 13日</p> <p>第1章 総則</p> <p>（用語の意義）</p> <p>第3条 この特約における主な用語の意義は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>（1）「携帯情報端末」とは、携帯電話機のうち、当社が定める機能を備えたもので、第2号に定める特定携帯情報端末を除くものをいう。</p> <p>（2）「特定携帯情報端末」とは、Apple社が製造し又は販売する携帯電話機及び腕時計のうち、当社が定める機能を備えたものをいう。なお、当該腕時計に適用する規定は、当該腕時計の特性上、適用可能な範囲に限るものとする。</p> <p>（3）「PASMOカード」とは、PASMOのうちカード型情報記録媒体をいう。</p> <p>（4）「会員メニュー」とは、モバイルPASMO及びApple PayのPASMO会員規約（以下、「会員規約」という。）に定める会員（以下、「会員」という。）のみが使用できるウェブサイトをいう。</p> <p>（5）「電気通信事業者」とは、モバイルPASMO又はApple PayのPASMOを使用するために必要な、通信サービスを提供する通信キャリア又は仮想移動体通信事業者のことをいう。</p> <p>（6）「モバイルPASMOアプリ」とは、モバイルPASMOを使用するために必要な、当社が提供する携帯情報端末向けのアプリケーションソフトのことをいう。</p> <p>（7）「PASMOアプリケーション」とは、Apple PayのPASMOを使用するために、当社が提供する特定携帯情報端末向けのアプリケーションソフトのことをいう。</p> <p>（8）「ソフトウェア」とは、モバイルPASMO又はApple PayのPASMOを使用するために必要な、当社、PASMO取扱事業者、電気通信事業者又は携帯情報端末もしくは特定携帯情報端末のメーカーが提供するソフトウェアのことをいう。</p> <p>（9）「サポートセンター」とは、会員規約に定める会員を対象に当社が開設するモバイルPASMO及びApple PayのPASMOのコールセンターをいう。</p> <p>（10）「クレジットカード」とは、当社が使用を認めたクレジットの国際ブランドがついており、かつ一定の要件を満たしたカード（プリペイドカードやデビットカードを含む）をいう。</p> <p>（契約の成立）</p> <p>第4条 モバイルPASMOの使用にかかわる契約は、使用者が使用する携帯情報端末においてモバイルPASMOを発行したときに、Apple PayのPASMOの使用にかかわる契約は、使用者が使用する特定携帯情報端末においてApple PayのPASMOを発行したときに両者の間において成立する。</p> <p>2 当社が交付したPASMOカード内の情報を第14条第2項により携帯情報端末に又は第15条第2項により特定携帯情報端末に移し替えたときは、そのときをもってPASMO規則のほかこの特約も適用されるものとする。</p> <p>3 モバイルPASMOを使用する携帯情報端末の機種変更を行う場合において、第18条第7項により特定携帯情報端末に情報を移動させ、新たなApple PayのPASMOを発行するときは、特定携帯情報端末にApple PayのPASMOを発行したときをもって、この特約におけるApple PayのPASMOに関する規定を適用するものとする。</p> | <p style="text-align: center;">PASMO取扱規則に関する特約</p> <p style="text-align: right;">制 定 2020年 3月 18日 最終改定 2022年 1月 20日</p> <p>第1章 総則</p> <p>（用語の意義）</p> <p>第3条 この特約における主な用語の意義は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>（1）「携帯情報端末」とは、携帯電話機のうち、当社が定める機能を備えたもので、第2号に定める特定携帯情報端末を除くものをいう。</p> <p>（2）「特定携帯情報端末」とは、Apple社が製造し又は販売する携帯電話機及び腕時計のうち、当社が定める機能を備えたものをいう。なお、当該腕時計に適用する規定は、当該腕時計の特性上、適用可能な範囲に限るものとする。</p> <p>（3）「PASMOカード」とは、PASMOのうちカード型情報記録媒体をいう。</p> <p>（4）「会員メニュー」とは、モバイルPASMO及びApple PayのPASMO会員規約（以下、「会員規約」という。）に定める会員（以下、「会員」という。）のみが使用できるウェブサイトをいう。</p> <p>（5）「電気通信事業者」とは、モバイルPASMO又はApple PayのPASMOを使用するために必要な、通信サービスを提供する通信キャリア又は仮想移動体通信事業者のことをいう。</p> <p>（6）「モバイルPASMOアプリ」とは、モバイルPASMOを使用するために必要な、当社が提供する携帯情報端末向けのアプリケーションソフトのことをいう。</p> <p>（7）「PASMOアプリケーション」とは、Apple PayのPASMOを使用するために、当社が提供する特定携帯情報端末向けのアプリケーションソフトのことをいう。</p> <p>（8）「ソフトウェア」とは、モバイルPASMO又はApple PayのPASMOを使用するために必要な、当社、PASMO取扱事業者、電気通信事業者又は携帯情報端末もしくは特定携帯情報端末のメーカーが提供するソフトウェアのことをいう。</p> <p>（9）「サポートセンター」とは、会員規約に定める会員を対象に当社が開設するモバイルPASMO及びApple PayのPASMOのコールセンターをいう。</p> <p>（10）「クレジットカード」とは、当社が使用を認めたクレジットの国際ブランドがついており、かつ一定の要件を満たしたカード（プリペイドカードやデビットカードを含む）をいう。</p> <p><u>（11）「共有設定」とは、Apple社が提供するファミリー共有サービスを用いて、特定携帯情報端末のうち携帯電話機を使用する者（以下、「管理者」という。）が、当該携帯電話機と特定携帯情報端末である腕時計を関連付け当該腕時計を管理者以外の者（13歳以上に限る）に使用させることなどを目的とした設定のことをいう。</u></p> <p><u>（12）「共有設定PASMO」とは、共有設定がされた特定携帯情報端末（腕時計に限る。）に発行したApple PayのPASMOのことをいう。なお、当該Apple PayのPASMOを使用する者を使用者としてこの特約その他の規則を適用するものとする。</u></p> <p>（契約の成立）</p> <p>第4条 モバイルPASMOの使用にかかわる契約は、使用者が使用する携帯情報端末においてモバイルPASMOを発行したときに、Apple PayのPASMOの使用にかかわる契約は、使用者が使用する特定携帯情報端末においてApple PayのPASMOを発行したときに<u>当社と使用者の間において成立する。なお、共有設定PASMOにおいては、管理者が共有設定PASMOを発行したときに、当社と当該管理者及び当該共有設定PASMOの使用者との間において成立する。ただし、管理者に適用する規定は、共有設定の特性上、適用可能な範囲に限るものとする。</u></p> <p>2 当社が交付したPASMOカード内の情報を第14条第2項により携帯情報端末に又は第15条第2項により特定携帯情報端末に移し替えたときは、そのときをもってPASMO規則のほかこの特約も適用されるものとする。<u>なお、移し替えたPASMOが共有設定PASMOであるときは移し替えのときに当社と管理者の間にもApple PayのPASMOの使用にかかわる契約が成立するものとする。ただし、管理者に適用する規定は、共有設定の特性上、適用可能な範囲に限るものとする。</u></p> |

3 モバイルPASMOを使用する携帯情報端末の機種変更を行う場合において、第18条第7項により特定携帯情報端末に情報を移動させ、新たなApple PayのPASMOを発行するときは、特定携帯情報端末にApple PayのPASMOを発行したときをもって、この特約におけるApple PayのPASMOに関する規定を適用するものとする。

(会員登録)

第5条 使用者は、会員規約に基づき、モバイルPASMOアプリ又はPASMOアプリケーションにおける所定のアプリケーション操作を行い、会員登録手続きを完了させることにより、会員としてモバイルPASMOサービス又はApple PayのPASMOサービスを利用することができる。その場合、使用者は、この特約に加え、会員登録の定めに従うものとする。なお、共有設定PASMOにおいては、管理者において当該共有設定の解除を行った上、使用者において所定の操作を行うことにより、会員規約に基づく会員登録手続きを行うことができる。

(使用者・管理者の責任)

第12条 使用者は、モバイルPASMO又はApple PayのPASMOに関する適用規約及びモバイルPASMO又はApple PayのPASMOの所定の操作方法等を遵守するものとする。使用者がこれらに反した行為又は不正もしくは違法な行為により、当社が損害を受けた場合には当該使用者に対して損害賠償の請求をする場合がある。
2 管理者は、共有設定PASMOの使用者に対し、あらかじめ共有設定PASMOに関する適用規約及びApple PayのPASMOの所定の操作方法等を遵守させるものとする。

第2章 発行

(Apple PayのPASMOの発行及び発行替え)

第15条 使用者は、特定携帯情報端末において所定のアプリケーション操作を行うことにより、特定携帯情報端末においてApple PayのPASMOを発行することができる。ただし、発行可能なApple PayのPASMOは無記名PASMO及び記名PASMO(ただし、大人用PASMOに限る。また、大人用PASMOは第5条に定める会員登録を行っている場合に限る。以下、同じ。)とする。
2 前項のほか使用者は当社が交付したPASMOカード内の情報を特定携帯情報端末に内蔵されたICチップに移動させることにより、Apple PayのPASMOへ移し替える(以下第14条第2項と合わせて「発行替え」という。)ことができる。ただし、発行替えの対象となるPASMOカードは制限がある。
3 使用者は、ひとつの特定携帯情報端末において、複数のApple PayのPASMOの発行及び発行替えを行うことができる。ただし、発行及び発行替えを行うことができるApple PayのPASMOの数には使用者の特定携帯情報端末の使用状態に応じた上限がある。
4 ひとつの特定携帯情報端末に複数のApple PayのPASMOの発行及び発行替えを行った場合、使用者は複数のApple PayのPASMOのうちひとつを選択して使用しなければならない。
5 複数のApple PayのPASMOの発行及び発行替えを行った場合、バリューをひとつのApple PayのPASMOにまとめることはできない。また、複数のApple PayのPASMOの間でバリューその他いかなる情報も移行させることはできない。
6 特定携帯情報端末において、発行又は発行替えを行ったApple PayのPASMOが記名PASMOとして存在する場合、第1項の規定にかかわらず、同端末に対して新たに無記名PASMOの発行及び発行替えを行うことはできない。また、新たな記名PASMOの発行及び発行替えは、同端末上にすでに存在する記名PASMOと同一の記名人のものに限って行うことができる。
7 特定携帯情報端末において、発行又は発行替えを行ったApple PayのPASMOのすべてが無記名PASMOとして存在する場合、第1項の規定にかかわらず、同端末において新たに記名PASMOを発行することはできない。
8 特定携帯情報端末のApple PayのPASMOが無記名PASMOである場合、第5条に定める会員登録を行うことでこれを記名PASMOとすることができる。なお、特定携帯情報端末において無記名PASMOが複数存在する場合、第5条に定める会員登録を行うと会員情報を元に使用者が選択したひとつのApple PayのPASMOのみ記名化され、他のApple PayのPASMOは所定の操作を行うことにより記名PASMOとして取り扱われる。この場合、当該他のApple PayのPASMOについて所定の操作を行う前は当該他のApple PayのPASMOについてチャージ等の機能が利用できない。
9 使用者は、特定携帯情報端末のうち腕時計によりApple PayのPASMOを使用するときは、当該腕時計と同一の、Apple社が提供する特定携帯情報端末を管理するシステムの口座で管理された他の特定携帯情報

(会員登録)

第5条 使用者は、会員規約に基づき、モバイルPASMOアプリ又はPASMOアプリケーションにおける所定のアプリケーション操作を行い、会員登録手続きを完了させることにより、会員としてモバイルPASMOサービス又はApple PayのPASMOサービスを利用することができる。その場合、使用者は、この特約に加え、会員登録の定めに従うものとする。

(使用者の責任)

第12条 使用者は、モバイルPASMO又はApple PayのPASMOに関する適用規約及びモバイルPASMO又はApple PayのPASMOの所定の操作方法等を遵守するものとする。使用者がこれらに反した行為又は不正もしくは違法な行為により、当社が損害を受けた場合には当該使用者に対して損害賠償の請求をする場合がある。

第2章 発行

(Apple PayのPASMOの発行及び発行替え)

第15条 使用者は、特定携帯情報端末において所定のアプリケーション操作を行うことにより、特定携帯情報端末においてApple PayのPASMOを発行することができる。ただし、発行可能なApple PayのPASMOは無記名PASMO及び記名PASMO(ただし、大人用PASMOに限る。また、大人用PASMOは第5条に定める会員登録を行っている場合に限る。以下、同じ。)とする。
2 前項のほか使用者は当社が交付したPASMOカード内の情報を特定携帯情報端末に内蔵されたICチップに移動させることにより、Apple PayのPASMOへ移し替える(以下第14条第2項と合わせて「発行替え」という。)ことができる。ただし、発行替えの対象となるPASMOカードは制限がある。
3 使用者は、ひとつの特定携帯情報端末において、複数のApple PayのPASMOの発行及び発行替えを行うことができる。ただし、発行及び発行替えを行うことができるApple PayのPASMOの数には使用者の特定携帯情報端末の使用状態に応じた上限がある。
4 ひとつの特定携帯情報端末に複数のApple PayのPASMOの発行及び発行替えを行った場合、使用者は複数のApple PayのPASMOのうちひとつを選択して使用しなければならない。
5 複数のApple PayのPASMOの発行及び発行替えを行った場合、バリューをひとつのApple PayのPASMOにまとめることはできない。また、複数のApple PayのPASMOの間でバリューその他いかなる情報も移行させることはできない。
6 特定携帯情報端末において、発行又は発行替えを行ったApple PayのPASMOが記名PASMOとして存在する場合、第1項の規定にかかわらず、同端末に新たに無記名PASMOの発行及び発行替えを行うことはできない。また、新たな記名PASMOの発行及び発行替えは、同端末上にすでに存在する記名PASMOと同一の記名人のものに限って行うことができる。
7 特定携帯情報端末において、発行又は発行替えを行ったApple PayのPASMOのすべてが無記名PASMOとして存在する場合、第1項の規定にかかわらず、同端末において新たに記名PASMOを発行することはできない。
8 特定携帯情報端末のApple PayのPASMOが無記名PASMOである場合、第5条に定める会員登録を行うことでこれを記名PASMOとすることができる。なお、特定携帯情報端末において無記名PASMOが複数存在する場合、第5条に定める会員登録を行うと会員情報を元に使用者が選択したひとつのApple PayのPASMOのみ記名化され、他のApple PayのPASMOは所定の操作を行うことにより記名PASMOとして取り扱われる。この場合、当該他のApple PayのPASMOについて所定の操作を行う前は当該他のApple PayのPASMOについてチャージ等の機能が利用できない。
9 使用者は、特定携帯情報端末のうち腕時計によりApple PayのPASMOを使用するときは、当該腕時計と同一の、Apple社が提供する特定携帯情報端末を管理するシステムの口座で管理された他の特定携帯情報

報端末において所定の操作を行うことにより、第1項に定める発行ができるものとする。

- 10 特定携帯情報端末のうち腕時計における Apple Pay のPASMO は、他の特定携帯情報端末の利用者とは同一の利用者のみが利用できる。なお、当該腕時計において、Apple Pay のPASMO を使用する場合は、当該腕時計が、他の特定携帯情報端末により管理されている状態におくことが必要となる。
- 11 第9項により当該腕時計に発行した Apple Pay のPASMO について、当該腕時計を管理している他の特定携帯情報端末に移し替えることができる。
- 12 第2項により発行替えを行ったPASMOカードは無効となる。利用者はPASMO規則第10条第1項にかかわらず無効化されたのち直ちに利用者の責任において切断する等の方法によりPASMOカードを処分することとする。なお、利用者が処分すると同時に当社はPASMOカードの所有権を放棄する。
- 13 前項により無効となったPASMOカードについては、当該PASMOカードのカード番号も失効し当該カード番号により管理又は利用される各サービスについて特定携帯情報端末へ発行替えを行った Apple Pay のPASMO へ引き継がれない。ただし、別に継続利用等に関する手続きの定めがある場合において、この手続きを行ったときはこの限りではない。
- 14 第2項により発行替えを行ったPASMOカードにおいて、PASMO規則第11条第1項により收受したデポジットは、これと同額のバリューを利用者の Apple Pay のPASMO にチャージすることをもって、当社から利用者へ返却されたものとする。
- 15 Apple Pay のPASMO の情報をPASMOカードへ移し替えることはできない。

(チャージ)

- 第16条** PASMO規則第15条に定める方法のほか、利用者は所定の手続きにより、当社が定めるアプリケーションに登録したクレジットカードによりチャージすることができる。
- 2 クレジットカードによるチャージは取り消すことができない。

(バリュー残額の確認)

- 第17条** モバイルPASMO及びApple Pay のPASMO のバリュー残額及び残額履歴は、PASMO規則第16条第1項及び第2項に定める方法のほか、モバイルPASMOが発行された携帯情報端末又はApple Pay のPASMOが発行された特定携帯情報端末の所定の操作を行うことにより確認することができる。
- 2 モバイルPASMOアプリ又はPASMOアプリケーションの所定の操作を行うことにより、最近のバリュー残額履歴から100件までさかのぼって確認することができる。
 - 3 前各項にかかわらず、次の各号に定める場合の確認はできないものとする。
 - (1) 出場処理がされていないバリュー残額履歴
 - (2) 所定の機器による処理が完全に行われなかったときのバリュー残額履歴
 - (3) モバイルPASMO又はApple Pay のPASMOを使用した当日のバリュー残額履歴

第3章 再発行

(免責事項)

- 第19条** 第14条に定めるモバイルPASMOの発行及び発行替え、第15条に定めるApple Pay のPASMO の発行及び発行替え、並びに前条に定める紛失、故障、機種変更に伴う再発行により、PASMO ID番号が変更されたことによる利用者の損害等については、当社はその責めを負わない。
- 2 モバイルPASMOを発行した携帯情報端末又はApple Pay のPASMOを発行した特定携帯情報端末を紛失した利用者が、再発行の取り扱いを行わなかった期間及び再発行登録申請日におけるバリューの使用、チャージ、払いもどし等で生じた利用者の損害について、当社は一切その責めを負わない。

に対し第1項に定める発行ができるものとする。

- 10 前項の場合、特定携帯情報端末のうち腕時計における Apple Pay のPASMO は、他の特定携帯情報端末の利用者とは同一の利用者のみが利用できる。なお、当該腕時計において、Apple Pay のPASMO を使用する場合は、当該腕時計が、他の特定携帯情報端末により管理されている状態におくことが必要となる。
- 11 第9項により当該腕時計に発行した Apple Pay のPASMO について、当該腕時計を管理している他の特定携帯情報端末に移し替えることができる。
- 12 利用者から代理権を得た管理者は共有設定がされた特定携帯情報端末（腕時計に限る。）に対して利用者のために第1項に定める発行または第2項に定める発行替えを行うことができる。この場合において、第1項により発行できるPASMOは無記名PASMOに限り、第2項に定める発行替えが行えるのは利用者名義のPASMOカードに限るものとする。これらにより発行または発行替えされた共有設定PASMOは当該利用者のみが利用できる。
- 13 第2項により発行替えを行ったPASMOカードは無効となる。利用者はPASMO規則第10条第1項にかかわらず無効化されたのち直ちに利用者の責任において切断する等の方法によりPASMOカードを処分することとする。なお、利用者が処分すると同時に当社はPASMOカードの所有権を放棄する。
- 14 前項により無効となったPASMOカードについては、当該PASMOカードのカード番号も失効し当該カード番号により管理又は利用される各サービスについて特定携帯情報端末へ発行替えを行った Apple Pay のPASMO へ引き継がれない。ただし、別に継続利用等に関する手続きの定めがある場合において、この手続きを行ったときはこの限りではない。
- 15 第2項により発行替えを行ったPASMOカードにおいて、PASMO規則第11条第1項により收受したデポジットは、これと同額のバリューを利用者の Apple Pay のPASMO にチャージすることをもって、当社から利用者へ返却されたものとする。
- 16 Apple Pay のPASMO の情報をPASMOカードへ移し替えることはできない。

(チャージ)

- 第16条** PASMO規則第15条に定める方法のほか、利用者は所定の手続きにより、当社が定めるアプリケーションに登録したクレジットカードによりチャージすることができる。ただし、共有設定PASMOにチャージする場合、本項によるチャージは管理者の承諾を得なければ行うことができない。
- 2 クレジットカードによるチャージは取り消すことができない。

(バリュー残額の確認)

- 第17条** モバイルPASMO及びApple Pay のPASMO のバリュー残額及び残額履歴は、PASMO規則第16条第1項及び第2項に定める方法のほか、モバイルPASMOが発行された携帯情報端末又はApple Pay のPASMOが発行された特定携帯情報端末の所定の操作を行うことにより確認することができる。
- 2 モバイルPASMOアプリ又はPASMOアプリケーションの所定の操作を行うことにより、最近のバリュー残額履歴から100件までさかのぼって確認することができる。
 - 3 前各項にかかわらず、次の各号に定める場合の確認はできないものとする。
 - (1) 出場処理がされていないバリュー残額履歴
 - (2) 所定の機器による処理が完全に行われなかったときのバリュー残額履歴
 - (3) モバイルPASMO又はApple Pay のPASMOを使用した当日のバリュー残額履歴
 - 4 共有設定PASMOのバリュー残額及び残額履歴については、利用者のほか、所定の条件を満たす場合は管理者においても特定携帯情報端末の所定の操作を行うことにより確認することができるものとし、利用者はこのことを異議なく承認する。

第3章 再発行

(免責事項)

- 第19条** 第14条に定めるモバイルPASMOの発行及び発行替え、第15条に定めるApple Pay のPASMO の発行及び発行替え、並びに前条に定める紛失、故障、機種変更に伴う再発行により、PASMO ID番号が変更されたことによる利用者の損害等については、当社はその責めを負わない。
- 2 モバイルPASMOを発行した携帯情報端末又はApple Pay のPASMOを発行した特定携帯情報端末を紛失した利用者が、再発行の取り扱いを行わなかった期間及び再発行登録申請日におけるバリューの使用、チャージ、払いもどし等で生じた利用者の損害について、当社は一切その責めを負わない。

- 3 当社は、モバイルP A S M O及びApple PayのPASMOの取扱いについて、取扱時にモバイルP A S M Oを発行した携帯情報端末又はApple PayのPASMOを発行した特定携帯情報端末を所持していた者以外に対する責めを負わない。なお、モバイルP A S M O又はApple PayのPASMOが記名P A S M Oの場合、当該記名P A S M Oを当該記名人以外が所持していたときは、当社は当該記名人以外の者によるバリューの使用、チャージ等について、当該記名人に対する責めを負わない。
- 4 当社がこの特約において定める場合、又は特に定める場合を除き、使用者がモバイルP A S M OもしくはApple PayのPASMOにより便益を取得したことによって、又はモバイルP A S M OもしくはApple PayのPASMOにより取得した便益を喪失もしくは享受しえなくなったことによって、使用者に不利益又は損害が生じた場合であっても、当社は一切その責めを負わない。
- 5 第9条に定めるモバイルP A S M O又はApple PayのPASMOの使用環境等、第11条に定めるソフトウェアのバージョン交換等、また携帯情報端末又は特定携帯情報端末のハードウェア及びソフトウェアの仕様、機能等に伴う制限により、モバイルP A S M O又はApple PayのPASMOの全部もしくは一部のサービスが使用できない場合に生じた損害、その他いかなる不利益について、当社は一切の責任を負わない。
- 6 この特約等当社が定める範囲外での利用については、当社は一切の責任を負わないものとする。

- 3 当社は、モバイルP A S M O及びApple PayのPASMOの取扱いについて、取扱時にモバイルP A S M Oを発行した携帯情報端末又はApple PayのPASMOを発行した特定携帯情報端末を所持していた者以外に対する責めを負わない。なお、モバイルP A S M O又はApple PayのPASMOが記名P A S M Oの場合、当該記名P A S M Oを当該記名人以外が所持していたときは、当社は当該記名人以外の者によるバリューの使用、チャージ等について、当該記名人に対する責めを負わない。
- 4 当社がこの特約において定める場合、又は特に定める場合を除き、使用者がモバイルP A S M OもしくはApple PayのPASMOにより便益を取得したことによって、又はモバイルP A S M OもしくはApple PayのPASMOにより取得した便益を喪失もしくは享受しえなくなったことによって、使用者に不利益又は損害が生じた場合であっても、当社は一切その責めを負わない。
- 5 第9条に定めるモバイルP A S M O又はApple PayのPASMOの使用環境等、第11条に定めるソフトウェアのバージョン交換等、また携帯情報端末又は特定携帯情報端末のハードウェア及びソフトウェアの仕様、機能等に伴う制限により、モバイルP A S M O又はApple PayのPASMOの全部もしくは一部のサービスが使用できない場合に生じた損害、その他いかなる不利益について、当社は一切の責任を負わない。
- 6 共有設定P A S M Oにおいては、管理者または使用者による操作、利用またはこの特約に反する取扱い等により管理者又は使用者に不利益又は損害が生じた場合であっても、当事者間で解決するものとし当社は一切その責めを負わない。
- 7 この特約等当社が定める範囲外での利用については、当社は一切の責任を負わないものとする。

「PASMO取扱規則に関する特約」 新旧対照表（抜粋）

| 2022年1月20日改定版 | 2022年3月12日改定版 |
|---|--|
| <p style="text-align: center;">PASMO取扱規則に関する特約</p> <p style="text-align: right;">制 定 2020年 3月 18日 最終改定 2022年 1月 20日</p> <p>第1章 総則</p> <p>（個人情報の共同利用）</p> <p>第7条 使用者が第5条に定める会員登録を行わず、第15条第2項により特定携帯情報端末に移し替えた場合、当社は当該使用者から取得した個人情報について、PASMO取扱事業者及びグループ会社との間で、次の各号に掲げるものを目的として個人情報のうち氏名、性別、生年月日、電話番号、利用履歴、その他届出情報の共同利用を行う。</p> <p>（1）当社、PASMO取扱事業者及びグループ会社の行う事業における経営分析</p> <p>（2）当社、PASMO取扱事業者及びグループ会社の行う事業における市場調査、研究開発その他の調査研究</p> <p>（3）当社、PASMO取扱事業者及びグループ会社の行う事業における商品開発</p> <p>（4）当社、PASMO取扱事業者及びグループ会社の行う事業における広告宣伝、マーケティング</p> <p>（5）当社、PASMO取扱事業者及びグループ会社の行う事業におけるサービス向上の検討</p> <p>（6）個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）やその他の関係法令等を遵守したうえで取得した個人情報の提供</p> <p>2 前項における個人情報の管理について責任を有する者は、当社とする。</p> | <p style="text-align: center;">PASMO取扱規則に関する特約</p> <p style="text-align: right;">制 定 2020年 3月 18日 最終改定 2022年 3月 12日</p> <p>第1章 総則</p> <p>（個人情報の共同利用）</p> <p>第7条 使用者が第5条に定める会員登録を行わず、第15条第2項により特定携帯情報端末に移し替えた場合、当社は当該使用者から取得した個人情報について、PASMO取扱事業者及びグループ会社との間で、次の各号に掲げるものを目的として個人情報のうち氏名、性別、生年月日、電話番号、利用履歴、その他届出情報の共同利用を行う。</p> <p>（1）当社、PASMO取扱事業者及びグループ会社の行う事業における経営分析</p> <p>（2）当社、PASMO取扱事業者及びグループ会社の行う事業における市場調査、研究開発その他の調査研究</p> <p>（3）当社、PASMO取扱事業者及びグループ会社の行う事業における商品開発</p> <p>（4）当社、PASMO取扱事業者及びグループ会社の行う事業における広告宣伝、マーケティング</p> <p>（5）当社、PASMO取扱事業者及びグループ会社の行う事業におけるサービス向上の検討</p> <p>（6）個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）やその他の関係法令等を遵守したうえで取得した個人情報の提供</p> <p>2 前項における個人情報の管理について責任を有する者は、当社 <u>(https://www.pasmo.co.jp/corporate/overview/)</u>とする。</p> |

「モバイルPASMO及びApple PayのPASMO会員規約」 新旧対照表（抜粋）

| 現行版 | 改定版 |
|--|---|
| <p style="text-align: center;">モバイルPASMO及びApple PayのPASMO会員規約</p> <p style="text-align: right;">制 定 2020年 3月 18日 最終改定 2020年 10月 6日</p> <p>（個人情報の共同利用） 第9条 当社は、取得した個人情報について、PASMO取扱事業者及びグループ会社との間で、次の各号に掲げるものを目的として個人情報のうち氏名、性別、生年月日、電話番号、利用履歴、その他届出情報の共同利用を行う。 （1）当社、PASMO取扱事業者及びグループ会社の行う事業における経営分析 （2）当社、PASMO取扱事業者及びグループ会社の行う事業における市場調査、研究開発その他の調査研究 （3）当社、PASMO取扱事業者及びグループ会社の行う事業における商品開発 （4）当社、PASMO取扱事業者及びグループ会社の行う事業における広告宣伝、マーケティング （5）当社、PASMO取扱事業者及びグループ会社の行う事業におけるサービス向上の検討 （6）個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）やその他の関係法令等を遵守したうえで取得した個人情報の提供 2 前項における個人情報の管理について責任を有する者は、当社とする。</p> | <p style="text-align: center;">モバイルPASMO及びApple PayのPASMO会員規約</p> <p style="text-align: right;">制 定 2020年 3月 18日 最終改定 2022年 3月 12日</p> <p>（個人情報の共同利用） 第9条 当社は、取得した個人情報について、PASMO取扱事業者及びグループ会社との間で、次の各号に掲げるものを目的として個人情報のうち氏名、性別、生年月日、電話番号、利用履歴、その他届出情報の共同利用を行う。 （1）当社、PASMO取扱事業者及びグループ会社の行う事業における経営分析 （2）当社、PASMO取扱事業者及びグループ会社の行う事業における市場調査、研究開発その他の調査研究 （3）当社、PASMO取扱事業者及びグループ会社の行う事業における商品開発 （4）当社、PASMO取扱事業者及びグループ会社の行う事業における広告宣伝、マーケティング （5）当社、PASMO取扱事業者及びグループ会社の行う事業におけるサービス向上の検討 （6）個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）やその他の関係法令等を遵守したうえで取得した個人情報の提供 2 前項における個人情報の管理について責任を有する者は、当社 <u>(https://www.pasmo.co.jp/corporate/overview/)</u> とする。</p> |

「オートチャージサービス取扱規則」 新旧対照表（抜粋）

| 現行版 | 改定版 |
|---|--|
| <p align="center">オートチャージサービス取扱規則</p> | <p align="center">オートチャージサービス取扱規則</p> |
| <p align="right">制 定 2007年 2月 1日 最終改定 2020年10月 6日</p> | <p align="right">制 定 2007年 2月 1日 最終改定 2022年 3月12日</p> |
| <p>第1章 総則</p> | <p>第1章 総則</p> |
| <p>（目的）</p> | <p>（目的）</p> |
| <p>第1条 この規則は、株式会社パスモ（以下「当社」という。）が定めた「PASMO取扱規則」、「PASMO取扱規則に関する特約」及び「モバイルPASMO及びApple PayのPASMO会員規約」に関連して定める規則であり、当社と第4条1項に定める会員契約を行った「PASMO取扱規則」に定める記名PASMOの利用者に対し、PASMO取扱事業者のうち鉄道事業者（以下、「PASMO鉄道事業者」という。）の自動改札機又は簡易改札機（以下あわせて「改札機」という。）による改札を受けて入場する際、又は入場処理がされているものの出場処理されていないPASMOにより改札を受けて出場する際に、PASMO内のバリュー残額が一定金額以下であり、かつオートチャージ設定情報が記録されたPASMOに対して当該改札機で一定金額を自動的にチャージし（以下このチャージを「オートチャージ」という。）、オートチャージした利用代金をクレジットカードで決済するサービス（以下これら一連のサービスを「オートチャージサービス」という。）及びその他オートチャージサービスに付帯するサービス（以下、オートチャージサービスと合わせて「オートチャージサービス等」という。）を提供する際の内容と使用条件を定めることを目的とする。</p> | <p>第1条 この規則は、株式会社パスモ（以下「当社」という。）が定めた「PASMO取扱規則」、「PASMO取扱規則に関する特約」及び「モバイルPASMO及びApple PayのPASMO会員規約」に関連して定める規則であり、当社と第4条第1項に定める会員契約を行った「PASMO取扱規則」に定める記名PASMOの利用者に対し、PASMO取扱事業者のうち鉄道事業者（以下、「PASMO鉄道事業者」という。）の自動改札機又は簡易改札機（以下あわせて「改札機」という。）による改札を受けて入場する際、又は入場処理がされているものの出場処理されていないPASMOにより改札を受けて出場する際に、PASMO内のバリュー残額が一定金額以下であり、かつオートチャージ設定情報が記録されたPASMOに対して当該改札機で一定金額を自動的にチャージし（以下このチャージを「オートチャージ」という。）、オートチャージした利用代金をクレジットカードで決済するサービス（以下これら一連のサービスを「オートチャージサービス」という。）及びその他オートチャージサービスに付帯するサービス（以下、オートチャージサービスと合わせて「オートチャージサービス等」という。）を提供する際の内容と使用条件を定めることを目的とする。</p> |
| <p>第2章 オートチャージ会員契約</p> | <p>第2章 オートチャージ会員契約</p> |
| <p>（オートチャージ設定情報追加の登録）</p> | <p>（オートチャージ設定情報追加の登録）</p> |
| <p>第7条 会員希望者は、オートチャージサービスの提供を受けるために、当社所定の手続きにより設定情報追加の申込みを行い、当社から設定情報追加の手続きの通知を受け、当該通知に記載された期限内に、オートチャージ設定情報を変更できるPASMO鉄道事業者に当該通知を呈示することにより（PASMOカードの場合）、又は携帯情報端末・特定携帯情報端末における所定のアプリケーション操作を行うことにより（モバイルPASMO又はApple PayのPASMOの場合）、記名PASMOへ設定情報追加を行わなければならない。</p> | <p>第7条 会員希望者は、オートチャージサービスの提供を受けるために、当社所定の手続きにより設定情報追加の申込みを行い、当社から設定情報追加の手続きの通知を受け、当該通知に記載された期限内に、オートチャージ設定情報を変更できるPASMO鉄道事業者に当該通知を呈示することにより（PASMOカードの場合）、又は携帯情報端末・特定携帯情報端末における所定のアプリケーション操作を行うことにより（モバイルPASMO又はApple PayのPASMOの場合）、記名PASMOへ設定情報追加を行わなければならない。<u>ただし、すでにオートチャージサービスが設定されたPASMOカードについて「PASMO取扱規則に関する特約」第14条に定める発行替えが行われたときは上記の手続きに代えて「モバイルPASMO及びApple PayのPASMO会員規約」第3条に定める会員登録を行うものとする。また、すでにオートチャージサービスが設定されたPASMOカードについて「PASMO取扱規則に関する特約」第15条に定める発行替えが行われたときはいずれの手続きも要しないが、「モバイルPASMO及びApple PayのPASMO会員規約」第3条に定める会員登録を行わないままでは利用できないサービスがある。</u></p> |
| <p>（オートチャージサービスの有効期限）</p> | <p>（オートチャージサービスの有効期限）</p> |
| <p>第8条 オートチャージサービスには有効期限を設定する。会員の有効期限は当社から通知する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 会員の有効期限が到来する場合で、当社及び会員の決済カードを取り扱うクレジットカード会社が引続き会員と認める場合には、有効期限を更新する。更新の手続きは当社から通知する。 3 前項の通知を受けた会員は、有効期限が到来する前に、オートチャージ設定情報を変更できるPASMO鉄道事業者に当該通知を呈示することにより（PASMOカードの場合）、又は携帯情報端末・特定携帯情報端末における所定のアプリケーション操作を行うことにより（モバイルPASMO又はApple PayのPASMOの場合）、更新の手続きを行わなければならない。 4 期限内に前項の更新の手続きを行わなかった会員は、有効期限の到来をもって退会となる。ただし、当社が特に認めた場合には、退会を取り消すことがある。 5 会員が第2項の更新を認められなかった場合、会員は有効期限の到来をもって退会となる。 | <p>第8条 オートチャージサービスには有効期限を設定する。会員の有効期限は当社から通知する。<u>ただし、すでにオートチャージサービスの有効期限が設定されたPASMOカードについて「PASMO取扱規則に関する特約」第14条及び第15条に定める発行替えが行われたときは従前の有効期限を引き継ぐものとし、再度の通知を行わない。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 2 会員の有効期限が到来する場合で、当社及び会員の決済カードを取り扱うクレジットカード会社が引続き会員と認める場合には、有効期限を更新する。更新の手続きは当社から通知する。 3 前項の通知を受けた会員は、有効期限が到来する前に、オートチャージ設定情報を変更できるPASMO鉄道事業者に当該通知を呈示することにより（PASMOカードの場合）、又は携帯情報端末・特定携帯情報端末における所定のアプリケーション操作（「モバイルPASMO及びApple PayのPASMO会員規約」第3条に定める会員登録が未了の場合には同会員登録を含む。）を行うことにより（モバイルPASMO又はApple PayのPASMOの場合）、更新の手続きを行わなければならない。 4 期限内に前項の更新の手続きを行わなかった会員は、有効期限の到来をもって退会となる。ただし、当社が特に認めた場合には、退会を取り消すことがある。 |

(会員の退会)

第10条 次の各号のいずれかに該当する場合、会員は退会となる。

- (1) 会員の不在等により、新規設定P A S M Oを交付できなかった場合
 - (2) 会員がオートチャージサービスを解約できるP A S M O鉄道事業者に当該事業者が定める申請書を提出し、かつ公的証明書等とP A S M Oを呈示してオートチャージサービスの解約を申請し、手続きが完了した場合 (P A S M Oカードの場合)、又は携帯情報端末・特定携帯情報端末における所定のアプリケーション操作を行い、オートチャージサービスの解約を申請し、手続きが完了した場合 (モバイルP A S M O又はApple PayのPASMOの場合)
 - (3) 会員のオートチャージP A S M Oが失効した若しくは無効であったこと、又は払いもどされたことが判明した場合 (一体型P A S M Oの移替えによる払いもどしの場合を含む。)
 - (4) 会員の決済カードが無効又は解約となったことが判明した場合
 - (5) 会員登録後に、会員の申込みが会員登録を承認しない事項に該当することが判明した場合
 - (6) クレジットカード会社が、会員のクレジットカードを決済カードとする承認を取り消した場合
 - (7) その他この規則に定める会員の退会事由に該当した場合
- 2 退会による会員の損害に対し、当社はその責めを負わない。また、当社が特に認めて退会を取り消した場合、退会を取り消すまでの間の会員の一切の不利益に対し、当社はその責めを負わない。
- 3 会員は、退会後であっても、退会前に発生したオートチャージサービス等にかかわる利用代金の支払いについてはこの規則が適用されることを了承する。
- 4 会員のP A S M Oが一体型P A S M Oで、当該P A S M Oにかかわる契約にオートチャージサービスの解約制限にかかわる定めがある場合には、第1項第2号に定めるオートチャージサービスの解約手続きをすることができない。
- 5 オートチャージサービスを解約した又は退会となった場合には、クイックチャージに関するサービスも退会となる。
- 6 クイックチャージに関するサービスだけを解約することはできない。

第4章 オートチャージP A S M Oの効力・再発行

(オートチャージサービス等の免責事項)

第19条 オートチャージP A S M Oを紛失した使用者が当該P A S M Oの紛失再発行の取扱いを行わなかった期間、及び紛失したオートチャージP A S M Oの再発行整理票発行日 (P A S M Oカードの場合)、又は再発行登録申請日 (モバイルP A S M O又はApple PayのPASMOの場合)におけるオートチャージ、クイックチャージや払いもどし、バリューの使用等で生じた使用者の損害については、当社はその責めを負わない。その他本規則に基づく取扱いに関して生じる使用者の損害については、当社はその責めを負わない。

2 一体型P A S M Oにおける会員の退会による提携先のサービス機能にかかわる使用者の損害等については、当社はその責めを負わない。

5 会員が第2項の更新を認められなかった場合、会員は有効期限の到来をもって退会となる。

(会員の退会)

第10条 次の各号のいずれかに該当する場合、会員は退会となる。

- (1) 会員の不在等により、新規設定P A S M Oを交付できなかった場合
 - (2) 会員がオートチャージサービスを解約できるP A S M O鉄道事業者に当該事業者が定める申請書を提出し、かつ公的証明書等とP A S M Oを呈示してオートチャージサービスの解約を申請し、手続きが完了した場合 (P A S M Oカードの場合)、又は携帯情報端末・特定携帯情報端末における所定のアプリケーション操作 (「モバイルP A S M O及びApple PayのPASMO 会員規約」第3条に定める会員登録が未了の場合には同会員登録を含む。)を行い、オートチャージサービスの解約を申請し、手続きが完了した場合 (モバイルP A S M O又はApple PayのPASMOの場合)
 - (3) 会員のオートチャージP A S M Oが失効した若しくは無効であったこと、又は払いもどされたことが判明した場合 (一体型P A S M Oの移替えによる払いもどしの場合を含む。)
 - (4) 会員の決済カードが無効又は解約となったことが判明した場合
 - (5) 会員登録後に、会員の申込みが会員登録を承認しない事項に該当することが判明した場合
 - (6) クレジットカード会社が、会員のクレジットカードを決済カードとする承認を取り消した場合
 - (7) その他この規則に定める会員の退会事由に該当した場合
- 2 退会による会員の損害に対し、当社はその責めを負わない。また、当社が特に認めて退会を取り消した場合、退会を取り消すまでの間の会員の一切の不利益に対し、当社はその責めを負わない。
- 3 会員は、退会後であっても、退会前に発生したオートチャージサービス等にかかわる利用代金の支払いについてはこの規則が適用されることを了承する。
- 4 会員のP A S M Oが一体型P A S M Oで、当該P A S M Oにかかわる契約にオートチャージサービスの解約制限にかかわる定めがある場合には、第1項第2号に定めるオートチャージサービスの解約手続きをすることができない。
- 5 オートチャージサービスを解約した又は退会となった場合には、クイックチャージに関するサービスも退会となる。
- 6 クイックチャージに関するサービスだけを解約することはできない。

第4章 オートチャージP A S M Oの効力・再発行

(オートチャージサービス等の免責事項)

第19条 オートチャージP A S M Oを紛失した使用者が当該P A S M Oの紛失再発行の取扱いを行わなかった期間、及び紛失したオートチャージP A S M Oの再発行整理票発行日 (P A S M Oカードの場合)、又は再発行登録申請日 (モバイルP A S M O又はApple PayのPASMOの場合)におけるオートチャージ、クイックチャージや払いもどし、バリューの使用等で生じた使用者の損害については、当社はその責めを負わない。その他本規則に基づく取扱いに関して生じる使用者の損害については、当社はその責めを負わない。

2 一体型P A S M Oにおける会員の退会による提携先のサービス機能にかかわる使用者の損害等については、当社はその責めを負わない。

3 第7条及び第8条に定める当社が指定した期限を超過したためにオートチャージサービス等が利用できなかったことにより生じた使用者の損害については、当社はその責めを負わない。